

具体的には、広域化する市町村が広域消防運営計画の達成のため財政運営に支障が生じないようにする観点から、広域化に伴い臨時的に必要となる消防署所の再編や、あるいは消防車両等のハード整備を緊急防災・減災事業債の対象にするとともに、業務の統一に必要な財務会計等のシステム変更や計画策定等に要するソフト経費に特別交付税措置を講じているところをご説明します。

広域化後に経常的に負担することになる人件費等につきましては、普通交付税において適切に措置が講じられている、このように思っているところであります。

○後藤(祐)分科員 確かに、きのう説明を伺いました計画作成の準備に要する経費ですとか無線の関係ですとか広報啓発経費とかいろいろは出るぞうなんです、これは圧倒的に人件費が厳しいですね。

清川村はダムのお金があつて、比較的財政面のゆとりがあるところで決断できたんですが、村とか小さい町だとかが対象だと思ふんです。なかなか、苦しい財政の中でこれを進めるというのは非現実的なのがあると思ふんです。しかし、これは大変大事なことだと思いますから、もう少し人件費面での御検討をいただけるよう御要望申し上げます。

続きまして、西銘副大臣にお伺いしたいと思ふんですが、防災行政無線に関してでございます。

防災行政無線については、警察や自衛隊の無線、あるいは消防組織法、水防法、こういったものに規定する無線局と違って、電波利用料が全額免除になっておりません。平成二十六年四月の電波法改正で、平成二十六年十月以降の利用料、これはかなり下がっているというふうになっております。私の地元のある市では百八十万程度の負担が二十万程度の負担に下がったというお話を伺っておりますけれども、防災行政無線、ぜひ、この電波利用料については、他の公的な無線と同じように全額免除にすることを御検討いただけないでしょうか。

○西銘副大臣 電波利用料制度につきましては、電波の適正な利用の確保に、無線局全体の受益を直接の目的として行ふ事務、電波利用共益事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人の方々に公平に負担していただく制度であり、原則全ての無線局に御負担いただくものであります。

一方、委員御指摘のように、専ら非常時における国民の安全、安心の確保を直接の目的とする無線局、専ら治安、秩序の維持を直接の目的とする無線局については、高度の公共性を有していることから、電波利用料を免除しているところであります。

御指摘の防災行政無線の無線局につきましては、自然現象や火事等の被害から国民を保護するという高度の公共性を有しますが、一方で、地方行政一般にも使用されることを考慮し、電波法の規定に基づき、電波利用料を半額負担としているところであります。

○後藤(祐)分科員 公的なことに使うわけですから、ぜひそこは御検討いただきたいと思います。続きまして、二之湯副大臣にお伺いしますが、消防関係の補助金について、政令市の場合の扱い、これが非常に苦しい扱いになっていることについて御指摘申し上げたいと思ふます。

消防施設整備費補助金というものと緊急消防援助隊設備整備費補助金というものがございまして、これらについては、政令市の場合、補助金の交付額が九千五百万円に満たない場合は交付が受けられないという規定になっております。政令指定都市以外は九百五十万円、十分の一というのが採択基準になっておりますが、この十倍差があるというのは大変不公平ではないでしょうか。特に、私の地元の相模原市というのは、つい最近政令市になったばかりで、びっくりしているわけでございます。

そういった指摘もあつて、これは浜松市なんかからも指摘があつたというふうになっておりますけれども、今言った二つのうち、緊急消防援助隊

設備整備費補助金については、九千五百万円から五千万円に引き下げるようになったというふうになっております。

ぜひ、政令指定都市についても、今申し上げた二つの補助金、具体的には耐震性貯水槽ですとか消防ポンプ自動車ですとか、非常に重要なものを使う補助金でございます。この両方の補助金とも、指定都市以外の採択基準である九百五十万円に引き下げるべきではないでしょうか。仮に、いきなりそこまでできないにしても、残った方の消防施設整備費補助金の基準額を、緊急消防援助隊設備整備費補助金、九千五百から五千万円に下がった方ですね、これと同じような、同等への引き下げはせめて行うべきではないでしょうか。二之湯副大臣、お願いします。

○二之湯副大臣 今、先生御指摘のように、例えば相模原市だとか浜松市とか熊本市とか、一般市から政令市になって大変財政負担が厳しい、こういうことによりまして、今、その基準額を下げるべきではないか、こういうことでございます。

これもひとつ、緩和することについては、地方分権改革に関する提案があつた場合には、関係機関と調整を図りながら適切に対処していく、こういうことで御了解をいただきたい、このように思ふます。

○後藤(祐)分科員 これは政令市自身が考えることでございますが、提案があつた場合にはぜひ応援になつていただいて、ちよつと差が大き過ぎるんですね、この十倍というのは、今うなずいておられますけれども、副大臣、温かい心で応援をいただきたいと思ふます。

続きまして、基地交付金等の拡充について、これは、あかま政務官、お越しになられております。お隣の同じ相模原市の選挙区、私は、あかま政務官とは隣の選挙区でございますが、この相模原市に三方所の米軍基地が所在しております、四百四十六ヘクタールの広大な場所を占有しておられます。これは、計画的なまちづくりに支

障を来すとともに、市の財政にも著しい影響を及ぼしております。

基地交付金については、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるようにすべきだと思いますし、また、もう一つの調整交付金についても、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による自治体の損失というものがございまして、この損失分全額を補填すべきだと思いますが、あかま政務官、ぜひ、地元でもございまして、この全額補填、いかがでございますでしょうか。

○あかま政務官 答えたいと思います。相模原市にあつても、まちづくり等々に影響、また財政面においても影響があることは十分に理解をし、またある種共感をするところでございますけれども、そもそも、この基地交付金または調整交付金というものが、今御指摘があつたとおり、米軍施設や自衛隊施設の固定資産税や米軍の軍人や軍属に係る市町村民税が非課税になつていて、これらによる税財政上の影響を考慮して、予算の範囲内で施設等の所在市町村に交付される財政補給金というような意味合いで創設されたものでございます。

このような財政補給金としての性格から、非課税措置による影響を完全に補填する制度とはなっていないということ、またその一方、地方交付税の基準財政収入額には算入をされていないということになっておりますので、ぜひ御理解をとおしております。

なお、総務省としては、所在市町村の実情等に鑑み、厳しい財政状況下の中にあつても、これまで所要額の確保に最大限の努力をしてきたところでございます。平成二十七年年度予算案においても、前年度同額の合計三百四十五・四億円を計上しておるところでございます。

今後とも、基地交付金、調整交付金の有する性格、これら市町村の置かれてある事情等を十分考慮しながら、所要額の確保、これに最大限努めること、これが総務省の立場でございます。よろしくお願いたします。

○後藤(祐)分科員 今まで、三年に一度、固定資

産税の評価がえのタイミングに合わせて少しずつ改善しているのですが、ぜひ、あかま政務官、その同じペースでやったら役所のペースなんでしょう。少しでもその上を行くように、ぜひ政治家として頑張ってくださいと思います。

○後藤(祐)分科員 ぜひ堅持をお願いします。続きまして、新たな大都市制度について高市大臣に伺いたいと思います。

今の相模原市に限らず、厚木市ですとか愛川町、清川村、伊勢原市、私の選挙区は全てゴルフ場が大変多い選挙区でございますが、ゴルフ場が所在する市町村は、開設時の周辺道路をつくったり、あるいはその維持管理、ゴルフ場から排出されるごみの処理ですとか、あるいは利用者がけがをした場合の救急サービス、あるいは消防ですとか一定の需要、要は市町村がしなければいけない仕事が発生します。

また、他のスポーツ施設に比べて、非常に広い土地を利用して、里山を開発して造成された施設であるという意味で、地すべり対策ですとか洪水対策ですとか農薬、水質調査ですとか、いろいろお金がかかっているわけでございます。

ゴルフ場利用税というのは、そういった経緯も含めて設けられたものだと思いますが、ゴルフ場利用税、現状のまま堅持すべきだと考えますが、いかがでございますでしょうか。これも、あかま政務官、お願いします。

○あかま大臣政務官 後藤委員の御指摘ございましたがゴルフ場利用税についての見地、私も総務省としても同様の立場でございます。

御案内のとおり、ゴルフ場利用税については、税収の七割がゴルフ場所在市町村に交付されております。とりわけ、財源に乏しい山林原野の多い市町村にとっては、地域振興を図る上での貴重な財源というふうになっております。

またあわせて、全国の知事会、また市長会、全国の町村会等からも、現行制度をできる限り、またぜひとも堅持するよう要望がなされており、平成二十七年税制改正においては、市町村の貴重な財源であること等を踏まえ、現行制度が維持されるということになったところでございます。

今後とも、地方行財政を所管する立場として、地方からの声、要望はしっかりと賜りながら対応してまいりたいと思っております。

○後藤(祐)分科員 ぜひ堅持をお願いします。続きまして、新たな大都市制度について高市大臣に伺いたいと思います。

現行の指定都市制度、これは一九五六年にできた制度ですが、それから政令指定都市がたくさんできて、神奈川県では人口の約三分の二が政令指定都市です。いろいろな限界を迎えています。

この政令指定都市が、広域自治体あるいは周辺自治体、こういったところと連携をすることでいろいろな創意工夫をしていく上で、今の県と政令市の事務分担ということにやはり限界があるのではないか。

県の事務、これを政令市に全て移すいわゆる特別自治市の創設、これについては地制調でも議論がされて、引き続き、次の三十一次の地制調でも議論することになっていくというふうに向っておりますが、ぜひ、これは地制調でじっくり議論をしていただいて、この特別自治市の実現に向けて、総務省としても積極的に取り組んでいただきたいと思っております。御見解はいかがでございますか。

○高市国務大臣 いわゆる特別市、仮称ではありますけれども、第三十次の地方制度調査会の答申において、その意義は認めながらも、住民代表機能のある区の必要性ですとか、あと警察事務の分割によって広域犯罪対応に懸念があるなど、そういう課題が指摘されて、そのために、まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市に近づけることを目指すとされ、また、これらの課題は引き続き検討を進めていく必要がある、こうなりました。

この答申を受けて、指定都市へのさらなる権限移譲を図る第四次一括法と、それから指定都市と都道府県の間で二重行政を解消するための指定都市都道府県調整会議の設置、それから総合区制度の創設などを内容とする地方自治法の一部改正が

成立したところでございます。

改正地方自治法の施行が二十八年四月ということでございますので、総務省は、この法改正の運用状況を踏まえながら、特別市、いわゆる特別市でございますが、こういったものの必要性についても考えていくべき課題であると思っております。

○後藤(祐)分科員 ぜひ、三十一次の地制調でも御検討いただきたいと思います。続きまして、ちよつと一つ飛ばしまして、環境省から廃棄物・リサイクル課長、お越しいただいてお話ししたいと思います。

容器包装リサイクル法について、現在、自治体のごみ処理の際に、指定された袋というものがよく使われておりますけれども、これがプラスチック製容器包装の品質基準というのにおいて異物の扱いになっていく。自治体の指定袋などについては、通常のプラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合品として扱うように、これを定めているのが公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だということになっておりますけれども、そこに働きかけを行うべきではないでしょうか。

まさに、リサイクルを進める一番の当事者でもあると思えます自治体、まさにそれを進めるためのツールである指定の袋が異物になってしまっているのは大変残念です。物理的に同一素材なのであればという条件でも結構ですので、ぜひこれは、容器包装リサイクル協会の働きかけを行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鎌形政府参考人 御指摘のプラのごみ指定袋についてでございますけれども、現在、容器包装リサイクル法のリサイクル義務の対象とは当たらないということでございます。自治体が分別収集したプラスチック製容器包装の品質検査におきまして、同じプラスチックでも異物としての取り扱

いを受けている、これが現状でございます。

現在の容器包装リサイクル制度そのものにつきまして、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同審議会におきまして制度の点検、見直しを行っている最中でございます。その中で、指定袋に關しては、再商品化の対象となる容器包装の収集に必要な指定ごみ袋の資源としての有効利用方をどのようか考えるかということが論点、課題として掲げられているところでございます。

こうしたことから、プラスチックのさらなるリサイクルの推進、そういう観点から合同審議会での議論を深めていきたい、こういうふうを考えているところでございます。

○後藤(祐)分科員 私、実は、経済産業省、当時通産省、入省一年目、環境政策課でまさにこういった仕事をやっておりまして、産構審と中環審の合同部会といったもののロジックをやっていたりしたものでございます。

ぜひ、環境省、これはリーダシップをとっていただいて、経済産業省もそれほど、製造者責任とかそういう細かいことを言いつつ切りがないので、ぜひ環境省が頑張ってください、この合同部会で、これはやはりおかしいですよ、リサイクルを進めるためにやっている袋が対象でないというのはいかがなものかなと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。この検討の中で実現していただくようお願い申し上げます。

終わります。ありがとうございます。

○土井主査 これにて後藤祐一君の質疑は終了いたしました。

次に、塩川鉄也君。

○塩川分科員 日本共産党の塩川鉄也です。きょうは、地方自治体にも深くかわかる、地域施策がどうか、こういう観点で質問したいと思っております。直接は国交省あるいは経済産業省にかかわるところが多いんですけども、高市大臣もお話を伺いたいので、ぜひ、受けとめ、決意などを最後にお聞かせいただければと思っております。